

緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める要求書（案）

2015年11月20日

原子力規制委員長 田中俊一 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様
放射線審議会会長 神谷研二 様

政府は、「国策として原発を推進し福島原発事故を招いた責任」を省みず、重大事故が起きることを前提に、原発の再稼働を進めようとしています。国民の多数が原発再稼働に反対しているにもかかわらず、川内原発を再稼働しました。その一環として、原子力規制委員会・原子力規制庁、厚生労働省、人事院は、原発重大事故発生時の緊急時作業被ばく限度を現行の100ミリシーベルト（mSv）から250mSvに引き上げるために、法令を改定し、電力会社への指導を含めた来年4月1日施行を目指しています。

放射線審議会は7月30日、緊急時作業の被ばく限度を250mSvに引き上げる等の政令・規則変更の諮問に対して「諮問のあった事項については、妥当である。」との答申を行いました。厚生労働省も認めているように、250ミリシーベルト以下の被ばくであっても労働者に急性症状を含む健康影響を及ぼします。諮問も答申も、原発再稼働を優先させ、憲法に保障された労働者の人権、労働者保護の法体系、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条のすべてを無視・蹂躪するものであり、絶対に認めることができません。

被爆70周年の今日、被爆者と被爆地の体験を共有し、将来世代に継承することの重要性が国際的にも認められつつあります。答申は広島・長崎の「被爆の実相」を無視するものです。政府の機関である放射線審議会が被爆の実相を無視することは、被ばくを繰り返してはならないとの被爆者の思いを踏みにじるだけでなく、この国際的な流れにも反し、決して許されない事です。

8月31日、原子力規制委員会と厚生労働省は「法令の改定」を公布しました。しかし、この「法令の改定」は不当であり、直ちに撤回すべきものです。

私たちは、原子力規制委員会、厚生労働省、放射線審議会に対して、下記の5項目を要求します。

要求事項

1. 緊急時作業被ばく限度引き上げなどの法令改定の「諮問」に対して「妥当」とした放射線審議会の答申に抗議します。答申を直ちに撤回してください。
2. 原子力規制委員会と厚生労働省の「法令の改定」公布に抗議します。直ちに「政令の改定」を撤回してください。
3. 被ばく限度250ミリシーベルトの「参考レベルとする考えを考慮した運用」を撤回してください。
4. 川内原発再稼働に抗議します。川内原発を直ちに停止し、全ての原発再稼働審査を中止してください。
5. 生涯1000mSvの大量被ばく容認を撤回し、被ばく労働以外の職場・生活を保障してください。

以下に、これらの要求事項に関する私たちの見解（要求の根拠）を示します。

【1】250mSvへの引き上げは、被爆の実相を無視し、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条に反する

250mSvは広島原爆の爆心から1.7キロ付近での遮へい無し直接被ばくに相当します。このような大量の放射線被ばくは、急性障害を引き起こし、がん・白血病や晩発性の様々な疾病のリスクを増大させます。1.7キロ付近の被爆者には下痢、出血斑、脱毛等の急性症状が生じました。この被爆の実相から、250mSvへの引

き上げが、緊急時作業従事者に障害を及ぼすおそれがあることは明らかです。

ところが、250mSv の被ばくが及ぼす健康影響について、厚生労働省は「ヒトに関する急性被ばくによる健康影響に関する文献からは、リンパ球数減少のしきい値は250 ミリグレイ程度から500～600 ミリグレイ程度の間にあると考えられるが、この間のデータ数が少ないため、しきい値を明確に決めることは難しい。このため、緊急作業中のリンパ球数の減少による免疫機能の低下を確実に予防するという観点から、東電福島第一原発事故時に、しきい値を確実に下回る250 mSv を緊急被ばく限度として採用したことは、保守的ではあるが妥当といえる。」^(注1)としており、放射線審議会はこれを「妥当」と判断しました。

これは被爆の実相に反するばかりか、放射線被ばく事故等から得られている事実にも反します。厚生労働省自身も認めているとおり、精子数減少は100～150mSv で生じます。「イリジウム被ばく事故（1971年、千葉市）」では、250mSv 以下でも、骨髄低形成、白血球、リンパ球の減少等の急性症状が造血系に生じたことが、被ばく者を収容し診察・治療・調査にあたった放射線医学総合研究所スタッフから学術論文として4回にわたって報告されています。^(注2) こうした報告を全く無視して250mSv が「保守的」と断定することは不当です

放射線審議会が立脚する「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条では、「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもち、その基本方針としなければならない」とされています。

250mSv への引き上げを「妥当」としたことは「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条を無視するもので不当です。

【2】緊急時作業被ばく限度の250mSv への引き上げは、労働者の人権を蹂躪し、労働者保護の労働安全衛生法の法体系を破壊し、憲法違反である。

原子力規制委員会・原子力規制庁は、「重大事故による破滅的状況の回避のために、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較衡量する」と、被ばく限度の250mSv への引き上げは正当化できるとしています。厚生労働省は当初、緊急時被ばく限度の250mSv への引き上げは「労働者保護の観点からは逆行する」と認めていましたが、最終的には原子力規制委員会と同じ立場に立っています。放射線審議会もこれを妥当と判断しました。これは労働者の人権を蹂躪するものです。

急性・晩発性の放射線障害をもたらす「特例緊急被ばく限度」250mSv を導入することは労働者保護、労働災害防止の労働安全衛生法の法体系を破壊するもので、憲法（13条、25条、27条）、なかでも生命権について「国政の上で、最大の尊重」を要請した13条違反であり、決して許されません。

【3】原発優先で労働者の人権とすべての法体系を無視する「運用」＝「法令上は限度とするが、参考レベルという考えも考慮した運用」は、250mSv をさらに超える被ばくを「容認」するもので、許されない

原子力規制委員会は250mSv について、「法令上は限度とするが、参考レベルという考えも考慮して運用する」と表明し、審議会はこれを了承しました。「250mSv をさらに超えた被ばくをも容認する運用」など絶対に認められません。

【4】重大事故を前提とする原発の再稼働をしなければ、緊急時被ばく限度の引き上げの必要はない

国民の多数が反対しているにもかかわらず、政府は重大事故を前提とした原発の再稼働を行おうとしています。川内原発の再稼働に抗議し、直ちに運転停止することを求めます。他の原発の再稼働審査を直ちにや

めることを求めます。

平成26年7月30日の原子力規制委員会で、田中委員長は、緊急時作業の被ばく限度の引き上げ等の検討の提案に際し、「それ（現行の緊急時被ばく限度100mSv）を超えるような事故が起こる可能性を完全に否定することはできないというのが私どもの考え方です。」と述べています。

重大事故を前提とする原発の再稼働のために労働者の命と健康が犠牲に供されようとしているのです。

原発を再稼働しなければ、重大事故による破滅的な状況の回避の為に、労働者が250mSvも被ばくすることなど必要ありません。

【5】生涯1000mSvの大量被ばく容認ではなく、被ばく労働以外の職場・生活を保障すべき。

原子力規制委員会と厚生労働省から、緊急時被ばく限度引き上げに関連して、緊急時作業で大量被ばくした労働者に、さらに通常被ばくとの合計で生涯線量として1000mSvまで被ばくさせても良いとするなどの「事後の放射線管理」が示され、審議会は了承しました。

これは2016年4月から、福島第一原発の緊急作業従事者に適用されます。緊急時作業で200mSvを超えた労働者さえも被ばく労働に従事させられます。また、福島原発事故の緊急作業で100mSvを超えた労働者は5年間「通常」の放射線業務従事を認められませんでした。しかし今後はそれも撤回され、重大事故発生による緊急時作業従事者には、続いて年5mSvの「通常」被ばくが容認されます。このように、「事後の放射線管理」は「5年で100mSv」の労働者の通常被ばく限度を事実上取り払うものです。

累積1000mSvもの高線量の被ばくは、ガン・白血病に限った場合でもそのリスクは、一般の人の2倍以上にも激増します。心臓・循環器系やその他の疾患による死亡のリスクも非常に高くなります。このように放射線被ばくの犠牲を強要する生涯1000mSvを基準とした「事後の放射線管理」は一切認めることができません。

このような、緊急時作業で大量被ばくした労働者へのさらなる大量被ばくの強要は、緊急作業従事者の基本的人権（憲法13条、25条）を侵害し、許せません。政府は、福島原発緊急時作業従事者に被ばく労働を強要するのではなく、被ばく労働以外の職場・生活の保障をすべきです。

（注1）厚生労働大臣「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について（諮問）」、「技術的基準の説明」p.1(2015.7.17)および「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会報告書」p.21(2015.5.1)

（注2）厚生労働省の報告書には引用されていません。厚生労働省は、報告書に引用しなかった理由を、私たちとの交渉（2015年6月9日）で「点線源からの被ばくで線量推定などの信頼性が低い」と説明しています。

以上

【青森】核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団、日本基督教団核問題連絡会；【福島】双葉地方原発反対同盟、フクシマ原発労働者相談センター、きらり健康生活協同組合、風下の会 福島、社民党福島県連合；【茨城】反原子力茨城共同行動、脱原発とうかい塾、放射能から市民を守る会（高萩）；【千葉】「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク、原発さよなら千葉；【東京】原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、I女性会議、日本消費者連盟、日本キリスト教婦人矯風会、ふえみん婦人民主クラブ、原発を考える品川の女たち、緑の党グリーンズジャパン、東京労働安全 衛生センター、脱原発をめざす女たちの会、日本キリスト教協議会「平和・核問題委員会」、東京一般労働組合東京音楽大学分会、さよなら原発品川アクション、被ばく労働を考えるネットワーク、全石油昭和シェル労働組合；【神奈川】神奈川労災職業病センター、

子どもの未来を望み見る会；【新潟】脱原発をめざす新潟市民フォーラム；【静岡】浜岡原発を考える静岡ネットワーク；【愛知】核のごみキャンペーン・中部、未来につなげる・東海ネット、(特活)チェルノブイリ救援・中部；【岐阜】放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜、平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声；【三重】原発おことわり三重の会；【福井】森と暮らすどんぐり倶楽部、原発設置反対小浜市民の会、サヨナラ原発福井ネットワーク、原子力発電に反対する福井県民会議；【滋賀】さいなら原発・びわこネットワーク、反戦老人クラブ滋賀；【京都】京都原発研究会、若狭の原発を考える会、アジェンダ・プロジェクト、使い捨て時代を考える会、安全農産供給センター；【奈良】反原発奈良教職員の会、奈良脱原発ネット、さよなら原発「北葛の会」、I女性会議なら、「大峰山女人禁制」の開放を求める会；【和歌山】脱原発わかやま；【大阪】ヒバク反対キャンペーン、若狭連帯行動ネットワーク、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ストップ・ザ・もんじゅ、原発ゼロ上牧行動、ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、平和と民主主義を目指す全国交歓会、リニア市民ネット、さよなら原発箕面市民の会、市民の広場、原発やめよう／つながろう関西・マダム会議、地球救出アクション97、国際女性年連帯委員会、全日本港湾労働組合関西地方大阪支部、どこまでも9条の会、こども脱ひばく裁判を支える会・西日本、脱原発高槻アクション、環境フォーラム市民の会(豊中)、日本消費者連盟関西グループ、科学技術問題研究会、とめよう原発！！関西ネットワーク、STOP原子力★関電包囲行動、大阪東南フォーラム平和・人権・環境、東南反核フェス実行委員会、劣化ウラン兵器禁止条約実現キャンペーン、NPO法人安全な食べものネットワークオルター、風を起す女の会、さかいユニオン、脱原発で生きたい女たち・豊中、吹夢キャンプ実行委員会、福島の子どもたちを守ろう・関西、みみずの会；【兵庫】原子力行政を問う宗教者の会、さいなら原発尼崎住民の会、原発の危険性を考える宝塚の会、自治労兵庫県本部、さよなら原発神戸アクション、さよならウラン連絡会、鈴蘭台食品公害セミナー、心といのちをはぐくむ会、安全食品連絡会(兵庫県)、現代を問う会、神戸学生青年センター、阪神社会運動センター、再稼働反対・ペンギンペリ館とおともだち、播磨灘を守る会、神戸YWCA被災者支援プロジェクト；【鳥取】えねみら・とっとり(エネルギーの未来を考える会)；【島根】島根原発増設反対運動、人権パッチギの会 松江；【広島】全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだヒロシマ市民の会、上関原発止めよう！広島ネットワーク、ボイス・オブ・ヒロシマ、広島県原爆被害者団体協議会；【山口】原発いらん！山口ネットワーク、山口被爆二世の会、原発いらん！下関の会、いのち・未来うべ、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合；【愛媛】原発さよなら四国ネットワーク；【福岡】核・ウラン兵器廃絶キャンペーン福岡；【大分】脱原発大分ネットワーク；【長崎】長崎県被爆二世の会、原発なしで暮らしたい・長崎の会、(一財)長崎原爆被災者協議会、長崎原爆遺族会、長崎県被爆者手帳友の会、長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会、長崎県被爆者手帳友愛会；【鹿児島】川内原発建設反対連絡協議会、川内つゆくさ会、まちづくり県民会議、かごしま反原発連合、I女性会議鹿児島本部

連絡・集約先：原子力資料情報室 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B Tel：03-3357-3800

ヒバク反対キャンペーン 兵庫県姫路市安富町皆河1074 建部暹 Tel&Fax：0790-66-3084